

(仮称) 令和6年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る  
障害福祉サービス事業所等の整備方針

1 目的

この整備方針は、(仮称) 令和6年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(以下「国庫補助金」という。)を活用して、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の整備に要する費用について、その一部を市が予算の範囲内で補助することにより、障害福祉サービスの提供体制の推進を図るため定めるものである。

2 整備方針

国庫補助金については、限られた予算を効果的に執行するため、真に緊急性及び必要性の高い施設の整備を厳選して協議することとされている。

また、補助対象事業について優先的な整備対象が設けられていることから、当市の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の方向性も踏まえて総合的に判断し、令和6年度は、下表のとおり、共同生活援助事業所(グループホーム)の整備(創設)について1事業(1住居)を対象とする。

なお、上記整備のうち、重度の肢体不自由者や強度行動障害を有する者等に対して、障害者支援施設等から地域における生活に移行するための受け入れを行う共同生活援助事業所(グループホーム)の整備及び短期入所事業所を併設する共同生活援助事業所(グループホーム)の整備を優先事案とする。

施設の種類	・共同生活援助事業所(グループホーム)(短期入所事業所併設可)
整備の内容	・創設(建物を新築するもの)
整備に当たっ ての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度事業(令和6年度内に終了予定のもの)であること。</li> <li>・指定基準はもとより、建物の立地や構造等について、都市計画法、建築基準法及び消防法等の各種関係法令を遵守すること。</li> <li>・建設用地を確保していること。</li> <li>・八戸市内に整備すること。</li> <li>・市内で指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定地域移行支援事業所及び指定地域定着支援事業所を運営している法人であること。</li> <li>・住宅地又は住宅地と同程度に地域との交流が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院敷地外に設置されるものであること。</li> <li>・1共同生活住居の定員が4人以上10人以下の整備であること。</li> <li>・当該補助金に係る対象経費を重複して他の補助金の交付を受けないこと。</li> <li>・令和2年6月の都市計画法及び都市再生特別措置法の改正により、令和4年4月以降、災害レッドゾーンにおける障害者支援施設等の開発(新規整備)ができなくなったため、建設用地に下記の区域が含まれないものであること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法で定められている災害危険区域</li> <li>(2) 地すべり等防止法で定められている地すべり防止区域</li> <li>(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で定められている急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律で定められて</li> </ul> </li> </ul>

	<p style="text-align: center;">いる土砂災害特別警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の区域（災害イエローゾーン）において障害者支援施設等の開発（新規整備）をする場合は、市地域防災計画への掲載、避難確保計画の作成・報告及び、避難訓練の実施・報告が義務付けられているため、これらを必ず実施すること。</li> <li>(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律で定められている土砂災害警戒区域</li> <li>(2) 水防法で定められている浸水想定区域</li> <li>(3) 特定都市河川浸水被害対策法で定められている浸水被害防止区域</li> <li>(4) 津波防災地域づくりに関する法律で定められている浸水想定区域</li> </ul>
--	---

### 3 選定方法

国庫補助金の協議対象とする施設整備については、「八戸市社会福祉法人設立認可審査会」において審査し、選定する。

### 4 補助金額等

- ・国庫補助基準単価と、補助対象経費（工事費又は工事請負費及び工事事務費）の実支出額に 3/4 を乗じた額を比較して、少ない方の額（千円未満切り捨て）が補助金額となる。
- ・市は予算の範囲内で補助を行うものとし、国庫補助協議の結果、国庫補助金の交付対象とされなかった場合は、市は補助を行わない。また、国庫補助金の内示額が協議額に比して減額された場合は、市補助金も併せて減額する。
- ・整備対象事業の詳細は「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（令和 5 年 7 月 3 日付厚生労働省発社援 0703 第 5 号による厚生労働事務次官通知）及び「令和 5 年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（令和 5 年 3 月 31 日付社援発 0331 第 42 号による厚生労働省社会・援護局長通知）を確認すること。なお、現時点で令和 6 年度事業の詳細が国より示されていないことから、今後、整備基準や基準単価等の内容が変更となる場合があるので承知のこと。

#### 【算定事例】

本体工事費 8,000 万円のグループホーム（短期入所（利用定員 2 人以下）併設）を整備する場合

- ・国庫補助基準単価＝3,310 万円（本体 2,710 万円＋短期入所整備加算 1,200 万円×1/2）
- ・補助対象経費の実支出額×3/4＝6,000 万円（8,000 万円×3/4）
- ・3,310 万円と 6,000 万円を比較して、少ない方の額である 3,310 万円が補助金額となる。

※基準単価は、「令和 5 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」より

※寄付金等収入額がある場合は、控除した額を補助対象経費の実支出額と比較して交付額を算定することとなる。

### 5 その他の留意事項

- ・事業着手は、市が法人に対し交付決定を行った後となる。
- ・事業を行うために締結する契約は、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠する。
- ・整備した施設等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等がかかる。
- ・国庫補助金の協議対象とする施設整備の選定については、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）」で定められている地域生活支援拠点の整備に必要な下記の 5 つの項目のうち、いずれかの機能を担うことができる場合、選定の

際に加点する。

- (1) 地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談
- (2) 一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- (3) 短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保
- (4) 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備
- (5) コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能

#### 6 補助金に係る主なスケジュール（予定）

年 月	内 容
R 5. 10 月	施設整備計画提出受付（法人→市）
11 月	施設整備計画の審査・選定・予算協議（市） ※審査結果や市の予算状況によっては、国庫補助協議を断念する場合があります。
R 6. 3 月	国庫補助協議（市→国） ※国庫補助協議対象となった事業は市ホームページで公表します。
7 月	国庫補助金の内示（国→市） ※ここで国庫補助の対象とならなかった場合、市補助金は交付されません。
8 月	交付申請（法人→市→国）
9 月	交付決定（国→市→法人）、入札・契約・着工
R 7. 3 月	竣工・完了検査、補助金概算払（市→法人） ※消防法や建築基準法等の検査完了後、市の完了検査を年度内に完了する必要があります。
4 月	実績報告（法人→市→国）、補助金精算（国→市→法人）